社会福祉法人杉和会　役員等の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人杉和会（以下「法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（報酬）

第２条　役員等が、その職務のため、評議員会、理事会その他の会議等に出席したときは、報酬として 5,000 円（源泉所得税等控除後）を支給する。

（費用弁償）

第３条 役員等が、会議等に出席した場合には、報酬とは別に交通費として１キロメートルあたり25円（100円未満を切り上げた額）を費用弁償として支給する。

２　交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、その実費を支給する。

３　役員等が、法人の依頼等により旅行する場合の費用弁償の額は、別に定める職員の旅費規程の規定に準ずる。

（重複支給の禁止）

第４条　役員等で法人の職員である者に対しては、前各条に規定する報酬等は支給しない。ただし、職員の勤務を要しない日に会議に出席し、又は法人のための業務を行った場合には、この限りでない。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等は、理事会等の開催の都度、通貨をもって直接本人に支払うものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（改正）

第６条　この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附　則

この規程は、平成２９年６月１６日から施行する。